

令和8年5月29日

職員の懲戒処分等について

地方公務員法等に基づき、職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

1 処分対象者及び処分内容

所属	補職	年代	性別	処分内容	処分理由	事案の概要
消防職員	主査	30歳代	男	戒告	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号	令和6年度から令和7年度にかけて、同じ所属の消防職員に対して暴言を発する、日常的に被害者の仕事の失敗を言いふらしたほか、当該被害者以外の後輩職員に対して懇親会で遊びと称して肩を殴るといったパワーハラスメントを行った。

2 処分年月日

令和8年5月28日